

調布市長の給料の特例に関する条例を公布する。

平成 2 6 年 2 月 1 2 日

調布市長 長 友 貴 樹

議案第 2 号

調布市長の給料の特例に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 26 年 2 月 12 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

市長の給料の月額を減額するため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市長の給料の特例に関する条例

調布市長等常勤特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和31年調布市条例第19号）第3条第1項の規定にかかわらず，市長の給料の月額は，同条例別表第1に定める当該職の給料月額から31万500円を減じて得た額とする。ただし，同条例第4条及び第5条の規定の適用については，この限りでない。

附 則

この条例は，公布の日から施行し，平成26年3月分として支給される給料について適用する。